

SNS 上の投稿等が国民の信託に背反しているとして裁判官が罷免された事例**【文献種別】** 判決／裁判官弾劾裁判所**【裁判年月日】** 令和6年4月3日**【事件番号】** 令和3年（訴）第1号**【事件名】** 罷免訴追事件**【裁判結果】** 罷免**【参照法令】** 日本国憲法 15条 1項・64条・78条、裁判官弾劾法 2条 2項・12条**【掲載誌】** 官報・令和6年5月2日号外第108号9頁

◆ LEX/DB 文献番号 25599459

近畿大学教授 土屋孝次

事実の概要

1 東京高裁のX判事（以後、被訴追者）は、実名、裁判官であることを示して各種 SNS を利用していた。平成 29 年 12 月 13 日、被訴追者は、ツイッターに強盗殺人事件（以下、刑事事件）の控訴裁判決を閲覧できる最高裁ウェブサイトへのリンクを貼り、「首を絞められて苦しむ女性の姿に性的興奮を覚える性癖を持った男」、「そんな男に、無残にも殺されてしまった 17 歳の女性」と投稿した（①投稿）。①投稿は遺族による抗議を受けて削除されたが、同月 30 日、同内容のフェイスブックに関してツイッター投稿を行った（②投稿）。平成 30 年 3 月 15 日、①投稿に関して高裁長官から嚴重注意処分を受けたが、同月 29 日、他のツイートに返信する中で「『内規に反して判決文を掲載』したのは、俺ではなく、東京高裁（[^]—[^]）」と投稿した（③投稿）。

以後、平成 30 年 9 月 11 日の記者会見における遺族に関する発言（⑥発言）、「遺族には申し訳ないが、これでは単に因縁を付けているだけ」とする第三者ツイートのリンクのブログへの投稿（⑦投稿）、週刊現代における遺族への発言（⑧発言）、「遺族を担ぎ出した訴追委員会」との見出しでのブログへの投稿（⑩投稿）、遺族が東京高裁と毎日新聞に「洗脳」された旨のブログ投稿（⑪投稿）、「遺族のみなさまへ」とのタイトルのフェイスブック投稿（⑫投稿）、令和元年 11 月 18 日、「『洗脳発言』報道について」とのブログ投稿を行った（⑬投稿）。

2 平成 30 年 5 月 17 日、被訴追者はツイッターにおいて、犬の所有権をめぐる民事訴訟（以下、民事事件）の報道を引用し、「3 か月も放置しておきながら、…裁判の結果は…」等と投稿した（④投稿）。民事訴訟の原告からの抗議を受けた東京高裁は、④投稿について最高裁に分限裁判を申し立てた。同年 7 月 29 日、被訴追者は、ブログに「うちの白ブリーフ裁判官が……飼い主を傷つけたので最高裁に処分してもらいます」との見出しのネット掲示板へのリンクを貼り付け、同一の文章を投稿し（⑤投稿）、平成 31 年 1 月 8 日、④投稿と同内容のフェイスブックへのリンクをブログに投稿した（⑨投稿）。

令和 3 年 6 月 16 日、訴追委員会は、一連の行為が裁判官弾劾法 2 条 2 項に該当するとして罷免の訴追を行った¹⁾。被訴追者は、遺族等に謝罪し、令和 6 年 4 月 12 日に迫った再任を辞退する意思を示した。令和 6 年 4 月 3 日、弾劾裁判所は、裁判員の 3 分の 2 以上の多数により罷免判決を下した。

判決の要旨

罷免。

争点 1 事実関係の一体性について

数個の行為が同一の人格態度の発現と認められる場合には、「事実関係の一体性」があり、包括して評価できる。「事実関係の一体性」は、相手方の共通性、動機・目的・行為態様の類似性、密接な因果関係の有無、各行為間に相当程度の時間

的接着性があるかを個別に検討し、まとまりある行為群として、全行為体系の中で「他から識別しうるだけの特性を有している」場合に認められる。

まず、本件刑事事件と民事事件については、1つの行為群と認めることはできない。対して刑事事件に関する10行為については、⑦投稿が除外されるものの、残る行為には密接な因果関係があり、「事実関係の一体性」がある。民事事件に関する3行為についても、共通性、密接な因果関係が認められる。なお、3年の訴追期間制限（裁判官弾劾法12条）に関しては、刑事事件最後の⑬投稿の完了日、及び、民事事件最後の⑨投稿の完了日が起算点となるため、訴追期間に該当しない。

争点2 罷免事由の該当性

裁判官弾劾法2条2号は、罷免事由として「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」とする。裁判には一般国民の信頼が不可欠であり、裁判官には、「人格的にも、一般国民の尊敬と信頼を集めるに足りる品位」を備えることが求められる。そこで、「非行」に当たるかは、「裁判官に望まれる品位を辱める行為」か否かが問われる。刑事事件の各行為は、「遺族の感情を深く傷つけた」①投稿）等と評価され、全体としても、「結果として何度も執拗に遺族を傷つけ」ており、非行該当と判断する。民事事件行為群についても、全体的に当事者を傷つけたものと認められ、非行に該当する。

次に、「非行」が「著しい」かどうかの評価は、憲法78条前段の趣旨に立ち返る。（78条前段には）「裁判官の職権行使の独立を実効あらしめるために」、「裁判官の身分を手厚く保障しようという趣旨」が込められている。同時に、「公務員の選定罷免権は究極的に国民に存する」ため、「裁判官についてもこの理念を具体化する措置を講じる必要がある」、78条前段はその要請に応える趣旨も含む。以上から、罷免事由は、「憲法によって、国民が裁判官に与えた負託に背反する行為」と解される。

そこで、刑事事件の①投稿については、同じ投稿が争われた民事訴訟の高裁判決において、遺族の人格的利益に対し、受忍すべき限度を超えた侵害を加えたもので、不法行為が成立すると判断されていた。また、その後の度重なる投稿等によって遺族に精神的苦痛を与え続けてきたことから、

当該行為群は、「少数者の基本的人権を保障する『憲法の番人』の役割からはかけ離れた」ものであり、「国民の信託に背反する」程度に達している。

ただし、本件は、「裁判官がSNSを利用して憲法上の基本的人権である表現の自由を行使する」場合に、それを「国民の信託に背反する」と評価できるかとの「前例のない重要な問題」に直面している。SNSには、極めて高い利便性と「発信者の意図に反し、他者を精神的に傷つける」危険性があり、被訴追者はその特性を熟知していた。そこで被訴追者は、その危険性を踏まえて配慮すべきところ、「結果的に遺族に精神的苦痛を与え続けて」おり、「裁判官による表現の自由の行使手段として甚だ問題があった」。

しかし、「裁判官が『憲法の番人』として権力の暴走に歯止めをかける役割も期待されていることを考慮すれば、裁判官が……国家権力に対し、批判的見地から物を申すことについて萎縮するような状況を招くことのないよう」細心の注意を要する。そこで、司法部内部批判の意図が認められる③投稿と裁判官訴追委員会批判の意図がある⑩投稿については、「裁判官としての被訴追者の表現の自由を尊重すべきである」。

残る行為群は、遺族の「個人の尊厳やその尊厳にふさわしい処遇を保障される権利及び名誉感情を侵害し、平穏な生活を送ることを妨げ」ていた。被訴追者は、「遺族からの抗議等を受けても、真の反省や改善がなく長期にわたって断続的に同様の表現行為を繰り返し」ており、「表現の自由として裁判官に許容される限度を逸脱」している。このため「国民の信託に背反する」程度との判断を変更する余地はない。

「念のため」、民事事件行為群について検討すると、「原告の民事訴訟提起行為を一方向的に不当とする認識ないし評価を示したこと」等を認められず、刑事事件行為群と「比較して悪質性は低く」、「非行」が「著しい」とまでは評価できない。

判例の解説

一 本件判決の位置づけ

本判決は、罷免訴追事件として10件目、罷免判決としては11年ぶり8件目となるものである。先例は、刑事事件での有罪判決が確定している等、判断が容易な事案が多かった。対して本件は、多

数のツイッターフォロワーを持つ裁判官が、日常的に法情報を発信する中、2年間で行った13の投稿等が遺族の感情を傷つけた等として訴追を受けたものであり、弾劾裁判所自身が「前例のない」と認めるものであった。報道やネット上の議論も過熱し、弾劾事件として異例の関心を集めたが、学説からは、表現の自由保障の観点から罷免訴追自体に萎縮効果が認められるとの批判も見られた²⁾。

事実認定では、投稿等の動機・目的について、最高裁による2件の分限裁判や東京高裁の民事訴訟判決と異なる判断を示し、訴追委員会の主張も否定していた。また、民事事件行為群に関しては不罷免の判断であった点も踏まえると、独立かつ丁寧な審査を行っていたとも評せよう。公判は過去最高の16回、訴追から判決まで2年9か月に及び、司法裁判所では見られない判決後の記者会見において、裁判長自身がぎりぎりの判断であったと認めるものであった。

二 事実関係の一体性の判断

判決は、個別の行為の悪質性は軽微ではあるが、同種の行為の反復、継続が認められる場合等、包括的評価が可能とする。もっとも、包括的評価には、時間的限定を越えて「行為そのものを媒介とせず、直接に人格を裁く、いわゆる『人格裁判』に陥る危険」があるとする。そこで判決は、相手方の共通性、動機・目的の類似性、密接な因果関係等を個別に検討した上で、「他から識別しうるだけの特性を有している」場合に包括的評価が許されるとした³⁾。客観的基準としては妥当なものである。

問題は当該基準の適用にある。事実認定では、相手方に共通性がなく、動機、目的も異なるとされていた。しかしながら判決は、遺族の心情等を媒介として、各行為間に「密接な因果関係」があるとし、それを決定的なものとして事実関係の一体性を認容した。これに対して民事裁判における東京高裁判決では、投稿①②と投稿⑩について、「時期及び内容を異にするものであって、不法行為の成否も別個に判断すべき」としている。本件において「事実関係の一体性」問題は、訴追期間の起算点を確定する重要論点でもあった。本件の「密接な因果関係」判断自体に加えて、他の基準が否定された場合に「密接な関連性」のみで事実

関係の一体性を認容できるものか、疑問が残る。

三 表現行為の罷免事由該当性

判決は、罷免事由となる「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」について、裁判官の高度の身分保障と国民の公務員選定罷免権に基づく裁判官に対する民主的統制との2つの趣旨を含むものとし、憲法によって「国民が与えた負託に背反する行為」とした。弾劾制度の憲法的位置づけが必ずしも明確ではないため、弾劾裁判所自身がこのような解釈を示す意義はある⁴⁾。

もっとも、具体的判断において、前提とすべき憲法上の表現の自由の価値は重きを置かれていない。判決は、行為群について遺族等の尊厳を侵害する「品位を辱める行為」として非行該当とし、次に訴追事由該当性についても「国民の信託に背反する」ものとした。その上で、表現の自由問題を取り扱うものの、遺族への配慮のないSNS利用と批判し、表現の自由の行使手段として問題であったと言い切る。しかし、一部行為については一転して個別の利益衡量を実施し、「憲法の番人」としての役割ゆえに表現の自由として尊重されるとして、確定した行為群から除外した。最後に、残りの行為群について、表現の自由の限度を逸脱しており、「非行」が「著しい」との判断を変更しないと再確認した。表現の自由の問題は、最終的な違法性阻却事由の検討項目に過ぎないように思われる。

本件における③投稿以降の各行為は、遺族からの抗議に対する反論、報道に関するメディア対応、SNS上における議論に対する意見表明等、分限裁判や弾劾裁判に直面した被訴追者による多岐にわたる表現であった。しかしながら判決は、表現の自由の意義を表面的に確認するのみで、得られる利益と失われる利益の均衡⁵⁾すら吟味しておらず、「前例のない重要な問題」に対するものとして十分ではない。結局、表現内容規制の事案として緩やかな審査と評せるが、むしろ、判決は罷免・不罷免の判断の際に、司法裁判所同様の合憲性審査を不要と理解しているように見受けられる。

他方、本判決の独自の判断として、裁判官に「権力の暴走に歯止めをかける役割」を認め、私的な行為について表現の自由を尊重するとした点がある。本判決の射程が、積極的な政治運動に含まれるような政治的表現に及ぶものか判然としないが、先

例として注目すべき点ではある。もっとも、司法権を行使する際に国家権力に「物を申す」ことがありうるとしても、私的な表現行為については、高度な身分保障を考慮した上で、国民が保持する表現の自由問題として吟味すべきと考える。いずれにせよ、「密接な因果関係」を認めた行為群中に重要な憲法的価値を持つ行為が含まれるのであれば、当該行為を除外せずに罷免事由該当性を判断すべきではなかったか。

なお判決は、特定の行為に関しては「萎縮することのないよう」との文言を用いて、表現の自由規制の萎縮効果に言及している。しかし、残りの行為群に関する判決論旨では、依然として私的な個人的表現が罷免訴追対象となる可能性があり、萎縮効果について細心の注意がなされたとは認められない。

四 時の弾劾裁判所の裁量問題

判決は、比例原則の適用に関し、弁護士会による除名処分との均衡について、憲法上、裁判官が弁護士よりも身分保障が厚く、より厳格な倫理規範が求められるとして考慮不要とした。また、弾劾裁判の先例との均衡については、本件が前例のない「SNSによる投稿」事案であり、参考とはならないとする。弁護士会の除名処分との均衡に関する判断は妥当と考えるが、直近の罷免事案3件が刑事事件での有罪判決を受けた事例であった点は重要であり、先例との均衡を吟味すべきである。

最後に判決は、弾劾裁判所が国民の代表である国会議員によって組織される「特別の裁判所」として設置されたことから、「国民の信頼」を害したかどうかの認定につき、「その時々の弾劾裁判所を構成する裁判員の良識に依存する」ことが制度上、想定されていたとした。しかしながら、弾劾制度の2つの趣旨に鑑みれば、「著しい」といった法的評価を含む論点を判断する裁量は決してフリーハンドではない。弾劾裁判所について、政治的判断を行う機関ではなく、裁判官の罷免という具体的な争訟に法を適用して解決を図る「特別の裁判所」とするのであれば、裁判官と国民に対して罷免訴追に関する予測可能性を示す責務があるう。

●—注

1) 最高裁は訴追請求(裁判官弾劾法15条3項)を行っ

ていないが、④投稿について戒告決定を示し、最大決平30・10・17民集72巻5号890頁、さらに、⑩投稿が遺族に対する侮辱的発言であるとして、被訴追者にとって2度目の戒告決定を行っていた。最大決令2・8・26判時2472号15頁。また、東京高裁は、遺族が提起した民事訴訟において、①②投稿及び⑩投稿につき不法行為が成立するとしている。東京高判令6・1・17(公刊物未登載、LEX/DB25573461)。

平成30年の分限裁判については、上田健介「判批」法教461号(2019年)156頁、渡辺康行「判批」法教465号(2019年)61頁、市川正人「判批」民商155巻4号(2019年)804頁、山元一「判批」平成30年度重判解(ジュリ1531号)(2019年)10頁、見平典「判批」論ジュリ29号(2019年)115頁、堀口悟郎「裁判官のツイートの自由」法セ768号(2019年)124頁、宮崎真「判批」法セ770号(2019年)37頁、門口正人「判批」判時2392号(2019年)97頁、木谷明「『裁判官の品位』とは何か：岡口裁判官処分問題に寄せて」判時2392号(2019年)102頁、大林啓吾「判批」判時2424号(2020年)171頁等を参照。

- また、令和2年の分限裁判については、武田芳樹「判評」法教483号(2020年)162頁、毛利透「憲法判例の動き」法教483号(2020年)147頁、奥忠憲「判批」新・判例解説Watch(法七増刊)28号(2021年)27頁、日野田浩行「判評」民商157巻6号(2022年)90頁等を参照。
- 2) 市川正人「裁判官の表現の自由」判時2500号(2022年)130頁を参照。また、渡辺康行「裁判官弾劾制度少考—岡口喜一裁判官訴追を契機として」判時2500号(2022年)136頁も弾劾裁判が「市民的自由を行使するに關して絶大な萎縮効果を發揮する」と批判する。同137頁。さらに、木村草太「岡口裁判官への弾劾訴追は妥当か：訴追状を読む」世界951号(2021年)232頁、柳瀬昇「裁判官弾劾制度の意義・概要・課題—令和3年(訴)第1号罷免訴追事件に關連して」判時2500号(2022年)126頁、毛利透「表現活動を理由とする裁判官への懲戒・弾劾の問題性」判時2500号(2022年)134頁等を参照のこと。
 - 3) 「人格裁判」を回避するための客観的基準の提案及び審査手法は、裁判官弾劾法に関する実質的に唯一の体系書とみなせる上村千一郎『新訂版 裁判官弾劾法精義』(敬文堂、1982年)に依拠している。同書116～117頁参照。
 - 4) 裁判官弾劾制度の憲法的意義について詳しくは、柳瀬昇「裁判官弾劾制度をめぐる憲法上の論点」弾劾裁判所報2011年号3頁以下を参照。
 - 5) 猿払事件判決・最大判昭49・11・6刑集28巻9号393頁。